

施設カルテ 凡例

番号	第2次公共建築物再生計画で付された施設番号。
施設MN	施設マイナンバー。各施設をコード体系化したもので10桁の数字で表される。施設ごとのコスト分析ができるよう、固定資産台帳の資産登録時に財務会計システムとの共通の「施設マイナンバー」を付記することで、各施設に関する、より精度の高いコスト情報を把握することが可能。

建物基本情報	所在地	当該施設が所在する住所。
	複合施設	当該施設と同じ建築物に存在する別用途の施設名称。
	隣接施設	当該施設と同じ敷地内又は隣接する敷地に存在する別の建築物内に存在する施設名称。
	施設配置	「地域利用施設」「全市利用施設」の別を示す。 ・地域利用施設：14コミュニティ(後述「コミュニティ」参照)を基本として配置され、その地域の市民が主に利用する施設。 ・全市利用施設：市内に一つ、あるいは数施設あり、全市民が利用する施設。都市マスタープランで駅勢圏をもとに設定した5つの地域区分(後述「駅勢圏」を参照)を基本として配置する。(右図参照)
	コミュニティ	小学校区を1コミュニティとして「まちづくりの最小単位」と設定し、市内を14のコミュニティに区分したもの。(右図参照)
	駅勢圏	習志野市都市マスタープランで設定されている5つの地域区分。(日常生活圏)(右図参照)
	中学校区	市内7中学校の学区。14コミュニティ2～3で1つの学区を形成する。
	用途地域	都市計画法に基づく用途地域区分。地域の目指すべき土地利用の方向を考え、住居・商業・工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、習志野市は12の用途地域区分で分類されている。
	予定事業費	第2次公共建築物再生計画にて設定した事業費。
	棟番号	施設内に複数の建築物が存在する場合の各建築物の番号又は名称。 施設内に建築物が一つしかない場合は空欄表記。
	延床面積	施設内に存在する各建築物の延べ床面積。
	建築年度 西暦(和暦)	施設内に存在する各建築物の建築年度。( )内は和暦を示す。
	目標耐用年数	第2次公共建築物再生計画にて、建築物の劣化状況、老朽化状況を踏まえて設定した耐用年数。(右図参照)
構造	RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、W:木造	
総延床面積	施設内に存在する建築物の延べ床面積の合計。	

【設置等に関する関連法令】

地方自治法第244条第1項「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」と規定されているが、同条項以外で具体的に施設の設置又は行政サービスの提供について定めた法令を列記したものの。

設置等に関する関連法令	法律	義務	当該施設の設置又は当該施設で提供する行政サービスについて、地方公共団体の義務を定めた法律。 (例)「〇〇(施設名)」を設置しなければならない。「〇〇(施設名)」を設置するものとする。 「〇〇(行政サービス名)」をしなければならない。「〇〇(行政サービス名)」をするものとする。
		可能	当該施設の設置又は当該施設で提供する行政サービスについて、地方公共団体が実施可能であること(いわゆる「できる規定」)を定めた法律。 (例)「〇〇(施設名)」を設置することができる。「〇〇(行政サービス名)」をすることができる。
		努力義務	当該施設の設置又は当該施設で提供する行政サービスについて、地方公共団体に対する努力義務規定を定めた法律。 (例)「〇〇(施設名)」の設置に努めなければならない。「〇〇(行政サービス名)」に努めなければならない。
	条例		当該施設の設置又は当該施設で提供する行政サービスについて定めた本市条例。

【構造躯体の健全性】

第2次公共建築物再生計画策定時に既存資料を活用して、耐震性能及び長寿命化判定調査から建築物の構造躯体の健全性を示したものの。

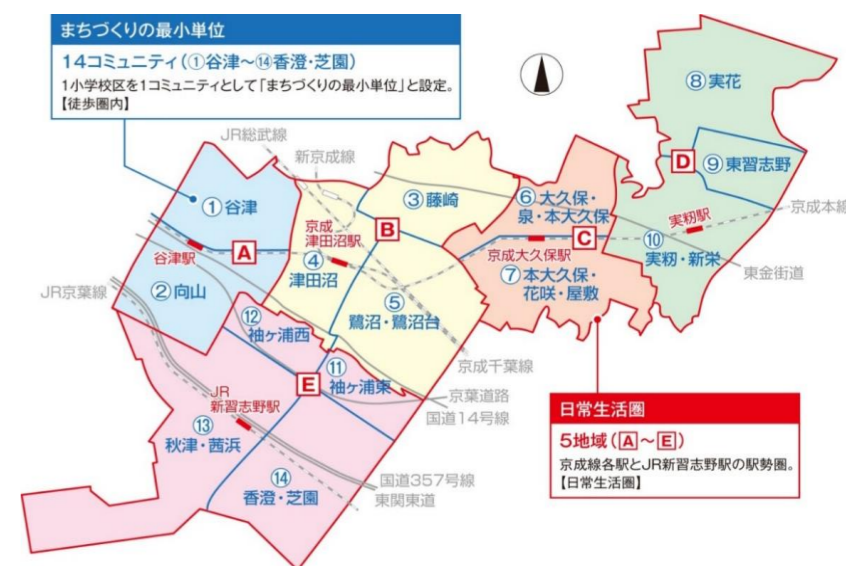
構造躯体の健全性	棟番号		「建物基本情報」に記載した棟番号。	
	耐震安全性	基準	新:新耐震基準、旧:旧耐震基準	
		診断	耐震診断実施の有無について記載。済:旧耐震基準であって耐震診断済み、-:旧耐震基準だが耐震診断対象外、斜線:新耐震基準の為、診断不要。	
		補強	耐震補強工事の有無について記載。 済:旧耐震基準であって耐震補強工事済み、-:旧耐震基準だが耐震補強工事対象外、斜線:新耐震基準の為、補強不要。	
		Is値	建築物の耐震性能を表わす指標。旧耐震基準であって、耐震診断済みかつ耐震補強未実施の建築物についてIs値を記載。Is値が0.6(学校施設については0.7)未満の場合、耐震補強工事の必要性がある。	
	長寿命化判定	調査年度 西暦(和暦)	旧耐震基準建築物の長寿命化判定調査を実施した年度。調査未実施の場合は、斜線表記。	
		圧縮強度(N/mm <sup>2</sup> )	長寿命化判定調査をした場合のコンクリート圧縮強度試験結果。	
		築年数	50年未満又は50年以上を記載。	

注意)第2次公共建築物再生計画本編に記載された構造躯体の健全性の情報は平成30年度時点のものであることから、時点の異なる本カルテの記載内容と異なる場合があります。

＜全市利用施設の施設配置＞



＜市内の区域の考え方＞



14 コミュニティ	7 中学校区	5 地域
① 谷津	第一中学校区	A <<鉄道駅>> 谷津駅(京成線)
② 向山	第七中学校区	E JR新習志野駅
③ 秋津・茜浜	第三中学校区	B 京成津田沼駅
④ 香澄・芝園	第五中学校区	C 京成大久保駅
⑤ 袖ヶ浦東	第六中学校区	D 実初駅(京成線)
⑥ 袖ヶ浦西	第二中学校区	
⑦ 鷺沼・鷺沼台	第四中学校区	
⑧ 津田沼		
⑨ 藤崎		
⑩ 本大久保・花咲・屋敷		
⑪ 大久保・泉・本大久保		
⑫ 実初・新栄		
⑬ 東習志野		
⑭ 実花		

＜目標耐用年数＞

●鉄筋コンクリート造・鉄骨造:			目標耐用年数	
コンクリート圧縮強度	建築後年数	劣化状況評価	学校施設	学校施設以外
20N/mm <sup>2</sup> 以上	51年以上	30点以上	60年	60年
		30点未満	70年	70年
	30年以上	80年	80年	
	50年以下			
30年未満				

●木造・軽量鉄骨造:軽量鉄骨造及び木造の建築物については、建物の状況に応じて適宜「目標耐用年数」を定める。

【劣化状況評価】

第2次公共建築物再生計画策定時に既存資料の活用や目視による点検を行うことにより、各施設の棟ごとに建物の劣化状況を4段階評価したもの。

屋根・屋上、外壁は目視による評価を、内部仕上、電気設備、機械設備は改修年からの経過年数によって評価。

劣化状況評価	棟番号	「建物基本情報」に記載した棟番号。																									
	屋根・屋上	目視による評価【屋根・屋上、外壁】																									
	外壁	良好	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>概ね良好</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)</td> <td>75点</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり)、(躯体の耐久性に影響を与えている)、(設備が故障し施設運営に支障を与えている)など</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	評価	基準	評価点	A	概ね良好	100点	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)	75点	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)	40点	D	早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり)、(躯体の耐久性に影響を与えている)、(設備が故障し施設運営に支障を与えている)など	10点									
	評価		基準	評価点																							
	A		概ね良好	100点																							
	B		部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)	75点																							
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)	40点																								
D	早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり)、(躯体の耐久性に影響を与えている)、(設備が故障し施設運営に支障を与えている)など	10点																									
内部仕上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>20年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>20～40年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>40年以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価	基準	評価点	A	20年未満		B	20～40年		C	40年以上		D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合												
評価	基準	評価点																									
A	20年未満																										
B	20～40年																										
C	40年以上																										
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合																										
電気設備																											
機械設備																											
健全度(100点満点)	<p>5つの部位の劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標。(計算例については右図参照)</p> <p>①部位の評価点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p>②部位のコスト配分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>コスト配分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 屋根・屋上</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>2 外壁</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>3 内部仕上げ</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>4 電気設備</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>5 機械設備</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>③健全度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <math display="block">\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60</math> </div> <p>※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。          ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。</p>			評価点	評価	100	A	75	B	40	C	10	D	部位	コスト配分	1 屋根・屋上	5.1	2 外壁	17.2	3 内部仕上げ	22.4	4 電気設備	8.0	5 機械設備	7.3	計	60
評価点	評価																										
100	A																										
75	B																										
40	C																										
10	D																										
部位	コスト配分																										
1 屋根・屋上	5.1																										
2 外壁	17.2																										
3 内部仕上げ	22.4																										
4 電気設備	8.0																										
5 機械設備	7.3																										
計	60																										

＜劣化状況評価の健全度計算例＞

	評価	評価点	配分		
1	屋根・屋上	C	→ 40	×	5.1 = 204
2	外壁	D	→ 10	×	17.2 = 172
3	内部仕上げ	B	→ 75	×	22.4 = 1,680
4	電気設備	A	→ 100	×	8.0 = 800
5	機械設備	C	→ 40	×	7.3 = 292
					計 3,148
					÷ 60
					健全度 52

注意) 第2次公共建築物再生計画に記載された劣化状況評価の情報は平成30年度時点のものであることから、時点の異なる本カルテの記載内容と異なる場合があります。

【バリアフリー】

バリアフリー法及び千葉県福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリー対策実施状況。

バリアフリー	入口スロープ	施設の入出口に段差がある場合、スロープが設置されているか。入口に段差がない場合、斜線表記。
	施設内段差なし	施設内に段差がないか。
	手すり	階段やスロープ等への手すりが設置されているか。
	点字ブロック	敷地内通路、出入口、階段等に点字ブロックが敷設されているか。
	エレベーター	階数が2以上の施設にエレベーターが設置されているか。階数が1階の場合、斜線表記。
	オストメイト・車いす対応トイレ	施設内に1以上オストメイト・車いす対応トイレが設置されているか。
	避難所	習志野市地域防災計画において避難所の指定がされているか。○…第一避難所、補助…補助避難所、福祉…福祉避難所。
AED設置	AEDが設定されているか。	

【防災関連情報関連情報】

習志野市地域防災計画に示された各施設の役割等。避難所・避難場所等の定義は、習志野市地域防災計画による。

防災関連情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時避難場所: 地域において災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、延焼火災などから身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所(屋外)。</li> <li>第一避難所: 大規模災害が発生した時に、優先的に避難所として開放する施設。</li> <li>補助避難所: 第一避難所で収容が困難なとき、又は、避難者の状況に応じて開放する施設。</li> <li>福祉避難所: 一般の避難場所では生活が困難な避難者が避難生活を送る施設。</li> <li>津波一時避難施設: 東京湾内に津波警報又は大津波警報発表時に自動的に開設する施設。</li> <li>帰宅困難者向け一時滞在施設: 災害発生時に公共交通機関が運行停止したことにより、帰宅が困難となった者が、一時的(1日程度)に滞在するための施設(屋内)。</li> </ul>
--------	--